

女性の活躍に関する情報公表

公益財団法人春日井市食育推進給食会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条の規定に基づき、次のとおり本会における情報を公表します。

対象年度：令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

1 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(1) 労働者に占める女性労働者の割合

区分	女性労働者の割合
全労働者	95.7%
正規職員・嘱託職員	78.3%
臨時職員	99.5%

(2) 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	32.1%
正規職員・嘱託職員	95.8%
臨時職員	77.4%

付記事項

- ・通勤手当を除く賃金で算出しています。
- ・賃金の差異は、勤続年数や労働時間の差によるもので、賃金支給規程には男女の差はありません。本会で雇用している職員は、(1)にあるように女性職員の割合が多くなっていますが、男性職員は正規、嘱託職員の割合が多いのに対して、女性職員は短時間勤務臨時職員の割合が多いため、特に全労働者において女性の賃金の割合が低くなっています。

2 職業生活と家庭生活との両立

男女別の育児休業取得率

区分	育児休業取得率
全労働者	—
男性労働者	—
女性労働者	—

※令和4年度においては、女性労働者及び男性労働者の配偶者が出産した実績なし。